

衝突防止センサーを“過信”

駐車場の2歳児死亡事故

“目視による安全確認を怠った責任”

運転者に4,800万円の賠償命令

2015年6月25日(木) 14時24分

駐車場で乗用車にひかれたために2歳の息子が死亡したとして両親らが運転者の60代男性に約5500万円の損害賠償を求めた訴訟で、福岡地裁が男性の過失を認め約4800万円の賠償を命じていたことが分かった。

男性は、車の衝突防止センサーが反応しておらず男児をひいていないと主張したが、判決はセンサーが反応しなくても目視による安全確認を怠った責任があると指摘。遺族代理人の弁護士は「安全システムへの過信に警鐘を鳴らす判決だ」と訴えている。

判決によると、事故は2011年11月の日中、福岡県内で発生。

母親が車に荷物を積む際、男児が駐車場の走行エリアに移動し座り込んだ。

そこに進んできた男性の車が男児をひき、肺挫傷などで死亡させた。

男性の車は衝突事故を避けるために車体の前後に衝突防止センサーを装備。障害物が迫ればブザーが鳴り、車内モニターで運転者に知らせる仕組みだった。

男性は「何かに乗りに上げた感覚はなく、ブザーも鳴らなかった」と事故を起こしたこと自体を争った。

判決で裁判官は、男児が車の下に倒れた状態で見つかった状況から男性による事故と認定。

「センサーは背の低いものには反応しないことがある」と指摘した上で「発進するまでに幼児が死角に入る可能性があったのに男性は注意義務を怠った」として過失の割合を男性9割、母親1割と結論付けた。